

伊東市特別職報酬等審議会会議録 (令和4年度第3回要点記録)		公開の 状況	(公 開) 非公開
開催 日時	令和4年9月29日(木) 午後1時28分～午後2時29分	場所	市役所7階 特別会議室
出席者	委員(9人) 石井義仁、小川健一郎、鈴木克政、鈴木洋子、西野由季也、 村田充康、森知子、山下善和、山田公仁 事務局(4人) 企画部長、秘書課長、秘書課課長補佐、同課課長補佐		
欠席者	委員(1人) 五十嵐正信	傍聴者	報道関係者2人
議事	(1) 答申書(案)について (2) その他について		

【議事の概要】

定刻前に委員全員が参集したため、企画部長による開会の挨拶後、会長が挨拶を述べ、議事に入った。

(1) 答申書(案)について

審議に入る前に、会長から審議の流れについて提案があり、答申書(案)の番号1から3を一括、次に4の(1)と(2)を個別、最後に5の(1)と(2)を一括して審議することで了承を得た。

また、審議の冒頭、あらかじめ各委員へ送付した答申書(案)に同封した資料について、事務局がその概要を説明した。

その後、事務局が答申書(案)の審議箇所を順に読み上げ、会長による議事進行により、その内容について審議を行った。

ア 1「報酬等の額について」、2「改定の時期」、3「審議に当たっての基本的な考え方」

原案において、1「報酬等の額について」における答申額の記載順が、書き出し部分に記載された職の順序と異なっている点について、委員から書き出し部分の記載と一致させるべきではとの意見が出された。

審議の結果、答申1は意見のあったとおり、答申額の記載順は、書き出し部分の記載に一致させる修正を加えることとし、答申2及び3は原案のとおりとすることで了承、決定した。

イ 4(1)「市長、副市長及び教育長の給料について」

審議に入る前に、前述アにおける審議、修正内容を踏まえ、4(1)と4(2)の記載順についても入れ替えるべきかどうかとの意見があったが、今回の審議会における審議順に合わせるべきとの考えで一致したため、原案どおりの記載順のまま、審議を進め

ることとした。

審議の結果、答申 4(1)は異議なく、原案のとおり決定した。

ウ 4(2)「議員の報酬について」

原案において、「市民の理解を得られるものとなるよう配慮を求めるとともに」とした記載箇所について、委員から「市民の理解を得られるものとなるよう改定の時期について配慮を求めるとともに」と修正すべきとの意見が出された。

審議の結果、答申 4(2)は意見のあったとおり、修正を加えることを了承、決定した。

エ 5「その他（附帯意見について）」

5(2)「市長、副市長及び教育長の期末手当に係る支給要件について」について、委員から意見を付した趣旨を確認する旨発言があったため、前回審議した意見の再確認を行った。

審議の結果、答申 5 は異議なく、原案のとおり決定した。

オ 答申全体について

原案において、4(1)「市長、副市長及び教育長の給料について」の文中、参考資料として「令和 4 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（令和 4 年 8 月 5 日厚生労働省公表）」が記載されているが、7「主な検討資料」には記載がないとの意見があった。

審議の結果、当該意見を踏まえ、7「主な検討資料」を一部修正し、(21)として当該資料名を加えることで了承、決定した。

(2) その他

委員報酬の支払時期及び第 3 回審議会要点記録の作成、公表について、事務局が説明した。

【審議の概要】

(冒頭、審議に入る前に、会長から答申書(案)の審議の流れについて提案し、番号1から3を一括、次に4の(1)と(2)を個別、最後に5の(1)と(2)を一括して審議することです承を得る。)

(また、事務局が、あらかじめ各委員へ送付した答申書(案)に同封した資料について、概要を説明した。)

ア 1「報酬等の額について」、2「改定の時期」、3「審議に当たっての基本的な考え方」
(事務局が案を朗読)

(会長) それでは、答申案1、2、3についての発言をお願いします。

(委員) 答申の書き出しの文章のところで、本市の議員報酬、市長、副市長の順に記載されている。

1の部分も、書き出しは同じようになっているが、答申額の入った箇所は、市長、副市長、教育長の方が先に、議員たちは後に書かれている。これは何か意図があるのか。

(事務局) ただいま委員が指摘した部分については、従前の答申書の記載を踏襲した形になっている。

委員が述べたように、書き出し部分とは一致していないところであるので、それを合わせるような表記順に変えることは可能である。

(会長) 諮問書での書き方は、どういう形だったか。

(事務局) 市長からの諮問では、書き出しは議員を先としている。

また、過去の答申における市長と議員の記載順であるが、平成28年の際の記録を事務局で只今確認したところ、その際も同じような意見があったようで、結果として議員を先に、市長を後に記載しているということが確認できた。

(委員) 承知した。諮問書がそのようになっているのであれば、諮問書の記載順に揃えるべきと思う。

(会長) そうなると、報酬等の額について1の並びを上下変えるということになる。

(全委員) (発言なし)

(会長) では、1から3については、1「報酬等の額について」での記載順を、議員等を先に、市長等を後へ入れ変えるということよろしいか。

(全委員) (異議なし)

(会長) 異議なしということであるので、そのように決定をする。

イ 4(1)「市長、副市長及び教育長の給料について」

(審議に入る前に、委員から、前述アにおける修正を踏まえ、4の(1)と(2)の記載順を入れ替えるべきかどうかとの意見について、協議した。)

(事務局) 前回平成28年の答申では、報酬等額については議員を先に記載しているが、審議の内容は市長、副市長及び教育長を先としている。

(委員) この点は、審議の内容についてであり、実際の審議順のとおりであるので、このままでよいと思う。

(全委員) (異議なし)

(会長) それでは、4「審議の内容」の記載順については変更せず、原案のままとする。

(事務局が案を朗読)

(会長) それでは、答申案4(1)についての発言をお願いします。

(全委員) (発言なし)

(会長) では、異議なければ、4(1)については原案のとおりとすることによろしいか。

(全委員) (異議なし)

(会長) 異議なしということであるので、そのように決定をする。

ウ 4(2)「議員の報酬について」

(事務局が案を朗読)

(会長) それでは、答申案4(2)についての発言をお願いします。

(委員) 改定の時期について、答申書(案)2「改定の時期」において、市内経済状況等を勘案の上改定時期を決定するという文言があるが、その点を踏まえて、文中「市民の理解を得られるものとなるよう配慮を求めるとともに」というところに、「改定の時期について」という文言を挿入してはどうか。

この文言を加えることで、全体がより合致する文章になると思う。

(会長) それでは、この文言を挿入すること以外に、何か意見がないようであれば、この文言を挿入すること以外は原案のとおりとしたいと思うが、よろしいか。

(全委員) (異議なし)

(会長) 異議なしということであるので、そのように決定をする。

エ 5「その他」

(事務局が案を朗読)

(会長) それでは、答申案5についての発言をお願いします。

(委員) 5(2)「市長、副市長及び教育長の期末手当に係る支給要件」について、これは市特別職の期末手当ということか。

例えば、市長は5月に選挙となるが、6月の期末手当は普通にもらえているということか。

(会長) この点について、議会では既に改正されているが、就任期間が基準日前1か月以内の場合、期末手当は支給されない。この部分は、議会に合わせて、市長等特別職も改正すべきという意見を示すものである。

(委員) 就任1か月以内であれば、支給しなくてよいと思う。

(会長) 市長選挙の執行が、だいたい5月末に近い時期となるため、支給基準日までの就任期間は数日となってしまう場合が多いようである。

(委員) 4(1)「市長、副市長及び教育長の給料について」において、「令和4年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」という資料名が出ているが、今回答申案7「主

な検討資料」には記載がない。この資料は、民間では2.2%上がっているという、今回の引上げ答申において重要な根拠となる部分と思われるが、これについて資料の確認があったか、また記載の必要はないのか。

(事務局) 質問の資料であるが、審議における引上げの根拠として、春闘の数字等を参考にすべきとの意見をいただいたため、事務局が答申案を作る際に参考とした資料である。

(会長) 暫時休憩する。

(休憩)

(会長) 休憩前に引き続き、会議を開く。

まず、先に答申書案5について内容を決定したい。その後、答申全体について意見を伺うので、そこでこの資料のことを取り上げさせていただく。

異議なければ、5については原案のとおりとすることによろしいか。

(全委員) (異議なし)

(会長) 異議なしということであるので、そのように決定をする。

オ 答申全体について

(会長) 最後に、答申全体を通じての意見を伺う。

先ほど、答申に記載された資料について求めがあり、追加して資料を配付した。この資料について、何か発言等あるか。

(全委員) (発言なし)

(会長) この資料は、7「主な検討資料」において追加資料として記載すべきと考えるため、検討資料(21)として記載することとしたいが、よろしいか。

(全委員) (異議なし)

(委員) 今回の答申をもって、結果的にいつ上がることとなるのか。

(会長) 上がることになると思われるが、この後は、市長から議案提出され、議会において審議して決めていくことになる。

(事務局) 答申書案が決定した場合、この後の流れであるが、答申書については委員の決裁をいただき、後日市長に答申を行う予定である。

答申の時期は、10月初旬を予定しており、答申を市長に渡した後、市長がいただいた意見を尊重しながら、上げるべき時期をいつとするか、額も含めて判断することとなる。

(会長) 他に、全体を通しての意見はあるか。

(全委員) (発言なし)

(会長) それでは、他になければ答申内容を決定したいと思うが、よろしいか。

(全委員) (異議なし)

(会長) では、ただいまの決定を受け、これより答申書に係る決裁のため、意見いただいた箇所を修正の上、事務局職員が答申書を各委員の席まで持ち回り、署名をいただく。

(会 長) 暫時休憩する。

(休憩)

(会 長) 休憩前に引き続き、会議を開く。

申し遅れたが、欠席した五十嵐委員については、あらかじめ答申に対する意見書及び会長への委任状を受け取っていることを申し添える。

(事務局持ち回りにより、各委員が答申書かがみに署名)

(会 長) 答申書に署名いただき、感謝申し上げます。

全委員の署名により、答申内容が確定したので、決裁した書面をもって、本審議会を代表して、私が市長に対し10月5日の水曜日、午前11時に答申する。

以上で、議事1「答申書案について」を終了とする。

以 上